

○内閣府令第 号  
国土交通省

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第二項の規定に基づき、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄  
国土交通大臣 齊藤 鉄夫

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>別記 第四号様式（第三条関係）</p> <p style="text-align: center;">設計住宅性能評価申請書 (略) (第二面)</p> <p>申請者等の概要</p> <p>【1. 申請者】～【5. 設計住宅性能評価を希望する性能表示事項】 (略)</p> <p>【6. 長期使用構造等であることの確認の要否】 <input type="checkbox"/>要 <input type="checkbox"/>否</p> <p>【7. 備考】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(注意)</p> <p>1. ・2. (略)</p> <p>3. 第二面関係</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 6欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2の規定による長期使用構造等（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第2条第4項に規定する長期使用構造等をいう。）であることの確認の要否について、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。</p> <p>⑦ 6欄において、「要」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合は、7欄に工事の着手予定年月日及び認定申請予定年月日について記載してください。</p> <p>4. 第三面関係</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 7欄は、第二面6欄において、「要」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合は、各階の床面積を併せて記載してください。</p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>5. (略)</p>	<p>別記 第四号様式（第三条関係）</p> <p style="text-align: center;">設計住宅性能評価申請書 (略) (第二面)</p> <p>申請者等の概要</p> <p>【1. 申請者】～【5. 設計住宅性能評価を希望する性能表示事項】 (略)</p> <p>【6. 備考】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(注意)</p> <p>1. ・2. (略)</p> <p>3. 第二面関係</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>④ (新設)</p> <p>4. 第三面関係</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>5. (略)</p>

## 附 則

この命令は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）の施行の日（令和四年二月二十日）から施行する。